

令和8年第4回
曾於市農業委員会總會議事録

令和8年4月20日
曾於市農業委員会

第4回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和8年4月20日（月） 午前9時10分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番		18番	○○○○○
19番	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員		推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○		

4 欠席委員 17番 ○○○○○、○○○○○推進委員、○○○○○推進委員

5 議事録署名委員 14番 ○○○○○、15番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	総務係長	○○○○○	農地係	○○○○○
	農地係	○○○○○	農地係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和8年4月20日（月） 午前10時35分

令和8年第4回曾於市農業委員会総会日程

令和8年4月20日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第23号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第24号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第25号 農地法第5条による許可申請について

議案第26号 非農地証明願について

議案第27号 農用地等のあっせんについて

議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年7月1日始期分）

(2) 報告

報告第4号 合意解約等の報告

4 その他

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。3月、4月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和8年第4回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。14番○○○○○委員、15番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第23号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

末吉46号について、4月14日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には自然薯を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

末吉47号について、4月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親戚です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉48号について、4月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

末吉49号について、4月9日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には自家消費用の麦と野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉50号について、4月9日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

末吉51号及び52号について、受人が同一人のため、4月13日に現地調査を行いましたので、まとめて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉53号及び54号についても、受人が同一法人のため、4月11日に現地調査を行いましたので、まとめて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉55号について、4月17日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上ですが、後継者として娘さんが大隅町に住まれており、一緒に農作業をする

そうです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には自家用野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉56号について、4月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は知人であり、受人は、申請地隣の畑を耕作しています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉57号から60号までについて、受人が同一人のため、4月9日に現地調査を行いましたので、まとめて報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

大隅61号について、4月7日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が霧島市福山町ですが、申請地まで車で15分程度で、申請地の隣に田を所有し、耕作していることから、営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

大隅62号について、4月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は兄妹です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には大根、人参を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅63号について、4月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはユズを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部64号について、4月14日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には茶を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第23号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第24号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○16番委員（○○○○○）

末吉9号について、4月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、櫛自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が畑と雑種地、北が宅地です。目的実現の確実性は、駐車場を整備する具体的計画があり、実現確実と思われまゝ。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、駐車場を整備する面積1,030㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われまゝ。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適当と思われまゝ。被害防除は、特に問題はないと思われまゝ。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、駐車場を整備しており、農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部10号について、4月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、谷川内自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が田、北が道を挟んで山林です。目的実現の確実性は、山林として整備する具体的計画があり、実現確実と思われまゝ。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積2,327㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われまゝ。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われまゝ。被害防除は、特に問題はないと思われまゝ。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、山林を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉9号について伺います。補足説明資料に土地取得費が○○○○○円とありますが、この畑だけで、これだけするのかどうか。もう一つは、5ページには、一体利用地が地区外となって記載されていません。6ページでは、申請地が地区外となって記載されていません。何か理由があるんですか。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員分かりますか。

○16番委員（○○○○○）

資料の方は、ちょっと確認できてないんですけど、金額もこちらでは確認しなくて、ちょっと事務局では分かりませんか。

○事務局（○○○○○次長）

取得費につきましては、申請書の方に確かに○○○○○円ということで記載があり、一体利用地を含んだ金額と思われまゝ。また、確認はしておきます。あと、添付資料の地籍図というか地図だと思っただけですけども、字が変わったりすると、どうしてもそこが区域外ということで切れてしまうので一体利用地も含めて添付させたところです。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第24号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第25号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉4号について、4月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、下新地自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が宅地、北が道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、カーポートを整備する面積が全体で442㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、ブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉5号について、4月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、向江東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、貸家を整備する面積が全体で454㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流及び自然流下、汚水、生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、貸家を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

末吉6号について、4月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、議案第24号農振変更申請の末吉9号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、駐車場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉7号について、4月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、徳留自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路を挟んで原野、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、プレハブ、車庫を整備する面積が全体で497㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は、一体利用する宅地にて合併浄化槽を設置済みであることから適当と思われます。被害防除は、盛土を行い、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、プレハブ、車庫を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部8号について、4月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、議案第24号農振変更申請の財部10号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○15番委員（○○○○○）

末吉7号について、ちょっとお聞きしたいんですけど。プレハブというのは、居住用ということなんですけど、居住環境としてトイレとか、台所とか、その辺はどうなってるんですか。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
〇〇〇〇〇委員お願いします。

○18番委員（〇〇〇〇〇）
図面を見てもらえば分かると思うんですけど。今申請した所の隣に住宅があるんですけど、そこは男性を入れて、新しく作るプレハブに女性の従業員を入れるということで、隣にある住宅のトイレと台所を使って、プレハブの方は、ただ寝るということだけです。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
〇〇〇〇〇委員、よろしいですか。

○15番委員（〇〇〇〇〇）
はい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）
議案第25号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）
御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
次に、議案第26号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○18番委員（〇〇〇〇〇）
末吉7号について、4月9日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は新原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の西側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成9年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。車庫、通路、家庭菜園として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○12番委員（〇〇〇〇〇）
大隅8号について、4月9日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は伊屋松自治会内の農地です。周囲の状況は、豚舎全体から見て、東が山林、西が山林、南が道を挟んで畑、北が山林です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、農地の方が高い位置にあり、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和53年から平成8年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。豚舎、ラグーン、事務所として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）
大隅9号について、4月9日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は新坂元自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の東側、南側、西側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成5年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意

見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。農業用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部10号について、4月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は堤自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、宅地等に囲まれており、農地がないため問題はないと思われ、その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成6年と平成9年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。倉庫、堆肥舎、休憩所、牛舎として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○16番委員（○○○○○）

大隅8号について、ここは50年近く経ってる国が進めてきた畜産基地ということなんですけど、それでも、これだけの無断転用で、私が農地パトロールをする中に入っているんですけど。常に白い枠で囲んでいたんですけど、指導とかはされないわけですかね。○○○○○といえば、○○○○○の子会社で、今までずっと規模拡大でされてたわけなんですけど、農地を確保したりして。それでも町外だったらできたわけですかね、土地取得とかですよ。今無断転用があったら土地の取得とか、厳しい状態ですけど、○○○○○さんは、結構、農場をあちこちに展開されているから、今までそういう指導とかされなくて進めていたわけですかね。

○事務局（○○○○○次長）

仮に○○○○○さんで申請がきた場合は、お断りはしていると思うので、他市町村については、その市町村の判断があると思いますので、そこについては、ちょっと分からないところです。

○16番委員（○○○○○）

私は、別に反対するとかそういうんじゃなくて、今まで国が事業をしている畜産基地の中で、こういうのを簡単に展開、工事とかできたもんだなというのも、その当時は、そんなにうるさくはないと思うんですけど。ここ10年以内の中でも指導とかされてなかったわけですかね。こういう大きな事業所ですよ。

○事務局（○○○○○次長）

指導については、パトロールで気付かれた場合は、委員さんの方からも指導はできるかと思います。前、私が引き継ぐ前も話合いのときに無断転用がほかにも多いので、全筆通知をした方がいいんじゃないかという議題もあがったんですけど、一気にそれをやってしまうと事務局の方が対応できなくなるということで、今窓口で農地取得の相談、転用の相談がきたときには、その都度、改善しないと申請できませんという対応で今はさせていただいています。これが、無断転用の筆数が大部もう、通知を出しても対応できるくらいになれば、全筆通知を出して無断転用の解消に努めたいと思うんですけど、まだ、かなりの筆数がありますので、そこをすると、ちょっと大変かなと。今、○○○○○さんが言われるとおり、過去の国、県等の事業で○○○○○の畜産基地もだと思ってしまうんですけど、あそこも無断転用扱いになっていると思います。そういった所をできれば早めに改善をしていただいて、無断転用のない状態に持っていきたいとは考えています。

○16番委員（○○○○○）

今、言われたんですけど、パトロールの時に無断転用が発覚した場合、農業委員で指導とかするんですか。私は、今まで個人的に知り合いのときは、ここは農地に家があるよとかいうぐらいはですね。指導とかする立場なんですか。指導していろいろ言われたら、言う人によっては、大きなことを言われたりするもんだから。農業委員の立場は、そんなに偉い立場じゃないと思っていますけど。

○議長（○○○○○会長）

今のはですよ、やはり立場としては指導できるわけですよ、権限があるわけだから。ただ、それを、みんながみんなやってしまうと、いろんな批判が出たり、いろんなことが起きるから、その

ときに対しての対応が必要じゃないかなと思うんですよね。今のところは、何かの申請に合わせて無断転用がありますよという形でペナルティをやっているけど、一気に全部やってしまうと、いろいろ大変なことが起きると思いますので。よろしいですか。

○16番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第26号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前9時50分）

（再開：午前10時00分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。ここで事務局から説明があります。

○事務局（○○○○○次長）

議案第25号農地法第5条による許可申請の末吉6号について、○○○○○円の価格の話があったんですが、不動産売買予定契約書で3筆、5条の許可を条件として契約するものとして写しをいただいておりますので報告いたします。あと、もう1件が無断転用の指導についてなんですけども、今日持ってきてるのは2023年度の農業委員会業務必携の中にあるんですけども、農地パトロールの実施の中で、調査内容として農地の違反転用の発生防止と早期発見、是正という項目がありますので、指導については、していただいて問題はないと思っております。ただ、あまり強く無断転用だとか指摘されると、お互いけんかになるといけませんので、やんわりと伝えていただいて、どうしても納得いただけないようであれば、一旦農業委員会に行かれた方がいいですよという形で流していただければと思います。

○事務局（○○○○○局長）

無断転用についてですけど、現在のところ、新たな申請が出てきたときに事務局の方で確認して、そこらは指導しています。そこで、皆さん納得とか理解していただいて追認という形をとることで、わずかずつではありますが、無断転用の面積は減ってきておりますので、当分は、そういう流れで進めたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○18番委員（○○○○○）

今の○○○○○円というのは、手前の土地も入れて全部でですか。

○事務局（○○○○○次長）

宅地、雑種地含めて全部です。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。次に、議案第27号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉40は、私と○○○○○推進委員。末吉41及び42は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉43は、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅44から46までは、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅47は、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部48は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部49及び50は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉1、2は、継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉3、4、5、6も継続をお願いします。

- 6番委員 (〇〇〇〇〇)
財部7は打切りでお願いします。財部8は継続でお願いします。
- 1番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉9、10も継続でお願いします。
- 9番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉12、13、14も継続でお願いします。
- 10番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉15、16も継続でお願いします。
- 15番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉17、18も継続でお願いします。
- 13番委員 (〇〇〇〇〇)
大隅20も継続でお願いします。
- 11番委員 (〇〇〇〇〇)
大隅21も継続でお願いします。
- 5番委員 (〇〇〇〇〇)
財部22、24も継続でお願いします。
- 1番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉26も継続でお願いします。
- 4番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉27も継続でお願いします。
- 8番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉28、29、30も継続でお願いします。
- 9番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉31、32、33も継続でお願いします。
- 10番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉34、35も継続でお願いします。
- 18番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉36も継続でお願いします。
- 11番委員 (〇〇〇〇〇)
大隅37も継続でお願いします。
- 5番委員 (〇〇〇〇〇)
財部38も継続でお願いします。
- 6番委員 (〇〇〇〇〇)
財部39は、断ってきましたので打切りでお願いします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
大変御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
次に、議案第28号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年7月1日始期分を議題といたします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (〇〇〇〇〇局長)
議案第28号の促進計画案につきまして、御説明いたします。議案書は別冊の1ページから12ページまでになりますが、別冊の1ページから10ページまでと別紙の10-1ページが農地中間管理権及び利用権設定の一括方式115件で207筆。11ページが所有権移転の農地中間管理機構からの売渡し2件で4筆です。そして、別紙の12ページが令和8年7月1日始期分の集計表となりますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と所有権移転の農地中間管理機構からの売渡しについて、質疑・意見はありませんか。
- 16番委員 (〇〇〇〇〇)

利用権設定でも売り渡す場合でも区分が再と書いてあるんですけど、利用権設定の場合は、再設定で分かるんですけど、売渡しの場合の再というのは、どういう意味かなと思って。利用権設定の再にしても教えていただきたいと思います。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ここの新規、再設定の区分については、市単独の謝礼金と助成金の関係がありますので、利用権設定、所有権移転いずれの場合も、以前貸借があった農地については、再設定と表示しております。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

分かりました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第28号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年7月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第4号合意解約等の報告については、議案書の18ページから23ページまでを御覧ください。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

農地中間管理事業の契約書様式について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

4月、5月の行事予定及び令和8年度予算について

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

活動日誌の提出について

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

農地パトロールの実施要領等について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和8年第4回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。御苦勞様でした。

令和8年4月20日（月） 午前10時35分閉会

（議事録署名委員）

会 長
委 員
委 員